

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年12月18日認可した。

平成27年12月25日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）河内2号地区
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）西白方新島地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山階池ノ内地区